

第 73 号

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「職員が」の次に「退職し、又は」を加え、「場合において、」を「場合に、その職員又は」に改め、同項第6号ただし書中「職員」の次に「（次条第2項第4号及び第31条第2項において「県外公署職員」という。）」を加える。

第3条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の1号を加える。

（4） 県外公署職員その他規則で定める職員が熊本県職員等の定年等に関する条例（昭和59年熊本県条例第2号）第2条の規定により退職し、又は熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第4条第1項若しくは第5条第1項の勸奨を受けて退職した場合に、当該職員が退職の日の翌日から1月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該職員

第23条第2項中「が異なる」を「と異なる」に改める。

第29条に次の1項を加える。

2 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、退職の日における在勤公署から帰住地までの旅費（移転雑費を除く。）で、赴任の例に準じて計算したものとする。ただし、その額は、退職の日における在勤公署から県庁所在地までの路程に応じて計算した額を超えることができない。

第31条第2項中「在勤公署が熊本県以外の都府県に存する職員」を「県外公署職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

県外公署等で定年退職した職員等が生活の根拠地に帰住する旅費を支給する規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。